

議員団 ニュース

日本共産党平塚市議会議員団
電話0463-23-1111 (内線2375)
平塚市浅間町9-1 平塚市議会控室

No.1395 2017年 2月26日号

日本共産党平塚市議会議員団
団長 高山 和義
電話・FAX 31-4638
k.takayama@mb.scn-net.ne.jp
松本 敏子
電話・FAX 59-4607
mail@matsumoto-toshiko.jp
渡辺 敏光
電話・FAX 31-6431
w.toshi@agate.plala.or.jp

無料法律相談
次回は 3月23日(木)
午後4時～6時(要予約)

一条例の目的達成には 罰則より市民への周知とキャンペーンの強化が重要

(1) 条例施行から10年・成果と教訓
条例施行から10年が経過。条例の目的は「快適で清潔な暮らしを阻害する行為を禁止すること等により、豊かで住みよい地域社会を実現することを目的とするもの。」

<条例で禁止や管理を求められている行為>

- 空き缶等及び吸い殻等の放置及び投棄
- ふんの放置及び投棄 ○たんづばの吐き捨て
- 落書き(公共の場所等)
- 路上喫煙の禁止(指定された路上喫煙禁止区域においては、定められた場所以外の場所では、喫煙をしてはならない。)
- 深夜の花火(深夜=午後10時から翌日の午前6時まで。公共の場所及び地域の静穏を害するおそれのある場所で。)
- 回収容器の設置及び管理 ○犬及び猫の管理 ○ごみステーションの利用 ○土地の管理(その土地に廃棄物が放置、投棄の防止の措置を講ずる) ○ごみステーションからの資源再生物の持ち去りの禁止

【Q】取組、成果、教訓、罰則の実施状況は。

【A】地区美化推進委員、ごみ減量化推進委員を中心としたキャンペーンの実施。ごみステーションへの「不適切な排出」については、市による分別ステッカーの貼付、「資源再生物の持ち去り」については、GPSを用いた追跡調査等を継続。

いずれの禁止行為も条例を根拠に行政指導が可能になり、罰則の規定に抑止的効果が高められた。今後も継続、周知する必要ある。

罰則の実施状況は、クリーンひらつか指導員による改善がみられることから、適用に至った案件はない。

【Q】「クリーンひらつか指導員」、「クリーンひらつか推進員」取組、成果等。

【A】「クリーンひらつか指導員」のうち、警察OBの2名は、月曜から金曜駅周辺を巡回、路上喫煙禁止区域内での喫煙者に対し指導を実施。

10年間取り組み、歩行喫煙者が減少、指導件数は条例制定時に比べ10分の1近くまで減少。

「クリーンひらつか推進員」市が委嘱し、まちぐるみ大清掃等地域での美化活動、駅周辺でのキャンペーンなどの活動の実施。

【Q】この条例の目指す目標をどこにおいているのか。たとえば煙草の吸殻。駅前周辺まだまだ目につく。

【A】巡回指導をやめると元に戻る恐れがあるので、継続していくと考えている。

(裏面に続く)

平塚市議会3月定例会

日本共産党市議団の代表、総括質問

代表質問 高山 和義 (2月28日・質問時間30分)

<質問テーマ>

- 平成29年度施政方針から
(1) まちの変化への評価と市民生活の実態
(2) 4つの重点施策について
- 平塚市都市マスタープラン(第2次)一部改定素案について
- 防災対策 ー平成29年防災講演会から
- 公共施設・駐車場の有料化について



総括質問 松本 敏子 (3月1日・質問時間15分)

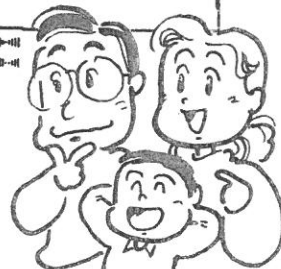
<質問テーマ>

- 地域交通政策
- 就学援助制度
- 平塚市営住宅について

平塚市議会12月定例会の報告

ー総括質問から・渡辺質問その3ー

ー平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例ー



(表面からの続き)

—平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例の一部改正—

《条例一部改正の内容》

○動物のふんは、放置、投棄が禁止となっているが、し尿や吐しゃ物までをその範囲に広げる。

○市民がごみステーションに排出したものは、全て持ち去り禁止とする。

*ごみステーションからの持ち去り禁止を「資源再生物」に限定しており、それ以外のごみ(一般廃棄物)は対象としていない。

ごみステーションに出された家庭ごみは、市または市の委託業者が回収し市の責任のもとで処理する。

時として可燃・不燃ごみの中から有価物を抜き取り、ごみステーションの周辺環境を損なう例や、有価物とならない物を他で不法投棄する例があるため、市または市の委託業者以外は持ち去ってはならない。

○罰金—5万円以下から近隣市の状況を参考にし、20万円以下に見直す。

(施行予定日 2018年6月1日)

【Q】罰則より市民への周知とキャンペーンの強化が重要と考える。

【A】罰則は指導・勧告・命令に従わない者に対して定めている。クリーンひらつか指導員による指導を通じ、違反者に自覚を促し行為の改善につなげる。

キャンペーンは年4回実施。粘り強く意識啓発を行う。

高齢者による交通事故を減らすために

—子どもを事故から守り、高齢者の免許証自主返納を考える—

＜本市の現状＞

近年、身体機能の低下・認知機能の低下した高齢者が自動車等を運転し、通学中の児童や通行人等が犠牲になる悲惨な交通事故が多発している。

事故による全国の死者数全体に占める65歳以上の割合は、2012年以降増加しており、2015年中の65歳以上の事故死亡者は2247人、54.6パーセントとなっている。

運転免許証の自主返納をすすめる動きも強まり、全国では2012年度が12万人、2015年度が29万人と増えている。

【Q】本市は自主返納率が他市町村と比較し低いという。状況は。

【A】過去5年間 H23年—100枚、24年—127枚、25年—200枚、26年—322枚、27年—288枚。今年(28)は11月末現在で367枚。

2015年度時点の市内の全「自動車運転免許証保持者」は、16万4011人。65歳以上の保有者3万3298人(20.3%)。

市内65歳以上の事故数、339件。負傷者178人、前年度比約6%、及び約9%の減少。

事故の「状態別内訳」 歩行中—32人。自転車乗車中—56人。二輪車乗車中—22人。自動車乗車中—68人

【Q】自主返納できない理由に買い物や移動等に公共交通などの状況から非常

に不便があげられている。

11月30日に岡崎公民館での「市長と語ろうホット・ミーティング」で、自主返納したいが、「買い物が不便になる」、「バスが1時間に一本しかない」、「コミュニティバスが必要」等の意見が出された。

○「不便になる」という点での認識は。高齢者の事故を防ぐための対策は。

【A】本市は、平塚駅を発着する放射状の路線を中心に、充実したバス路線が運行されているが、「平塚市総合交通計画」に示す、「公共交通が不便な地区」があることは承知している。

「公共交通が不便な地区」に関しては、公共交通の利用しやすい環境の構築に向け、既存バス路線の再編、新規路線の開設、地域公共交通の導入等々の可能性について、地域からの要請に応じ、バス事業者や地域住民と相談していく。

(高齢者の事故対策)

「交通安全教室」、「交通安全キャンペーン」を実施しているが、高齢者事故対策として、公民館等での事業を通じて「高齢者向け交通安全教室」、また神奈川中央交通の協力を得ての路線バスを使つての「高齢者向け交通安全教室」を実施。

平塚市交通安全母の会連絡協議会の協力を得て、前年交通事故の多かった15地区を抽出し、全300世帯に対し、「高齢者宅への家庭訪問」形式で行う「交通ルールに関する指導」を実施。

【Q】平塚市総合計画では、交通事故数、現在1200数十件をH35年には790件にへらす目標。本市は65歳以上の交通事故が全体の30数パーセント。高齢者の事故対策は重要。

同時に今緊急に取り組まなければならないのは、子どもを事故から守ること。必要なことは、通学路の点検、例えばガードレールを作るとか、一定時間車を通学路に一切入れないとか等必要だ。

【A】現在実施している点 ・登下校時の交通安全協会指導員の交通安全 ・学校・PTAと連携した安全指導。昨年度は小学校で92回、中学校で13回。

子どもの事故は減少傾向にある。継続して取り組む。

＜平塚管内高齢者(65歳以上)状況＞

	高齢者自主返納数	免許証人数	高齢者免許数	比率
2011年	100人	164,183	24,956	15.2%
2012年	127人	164,150	27,125	16.5%
2013年	200人	164,222	29,526	18.0%
2014年	322人	164,115	31,764	19.4%
2015年	288人	164,011	33,298	20.3%
2016年	367人	164,280	34,408	20.9%

*2016年は1月～11月

**自主返納数は平塚警察署への数です

